## 報告第5号

専決処分の報告について

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月28日提出

米原市長 平尾道雄

## 提案理由

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、令和3年6月7日 に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものである。

## 専決処分書

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 相手方 滋賀県長浜市富田町

米原市個人情報保護条例第3条および第9条の規定により、住所と番地および 氏名は掲載しておりません。

- 2 事件名 公用車対物事故
- 3 事件の概要

令和2年12月21日午前8時10分頃、県道山東伊吹線の米原市春照地先の交差点において、 北へ直進していたスクールバスに、一時停止線のある交差点左側の市道野頭高番線から進入 してきた相手方の車両が接触し、スクールバスは乗降口を含む左前部を、相手方の車両は右 前部を破損した。

4 損害賠償の額

金216,000円とする。

令和3年6月7日

米 原 市 長 平 尾 道 雄